

## 継続

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長

警察庁丁暴発第85号  
令和2年3月13日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
暴力団対策課長

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定による公益認定から暴力団員等を排除するための事務処理要領について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「法」という。）の規定による公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が内閣総理大臣又は都道府県知事から受ける認定（以下「公益認定」という。）からの暴力団排除については、別添確認書を締結し、「公益社団法人及び公益財団法人の公益認定等に関する法律の規定による公益認定から暴力団員等を排除するための事務処理要領について」（平成20年11月21日付け警察庁丁暴発第169号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、「通達（刑事局主管分）の整理について（通達）」（平成25年12月20日付け警察庁丁刑企発第243号、丁捜一発第126号、丁捜二発第157号、丁鑑発第1048号、丁企分発第150号、丁暴発第394号、丁薬銃発第300号、丁国捜発第102号、丁犯収発第86号）の発出により、旧通達が廃止されたことに伴い、本通達を発出することとしたので、各都道府県警察においては、下記の点に留意の上、現行どおり適正かつ円滑な運用に努められたい。

### 記

#### 1 暴力団排除に関する規定

##### (1) 欠格事由

法第6条において、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は公益認定を受けることができないと規定している。

ア その理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）のうちに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者があるもの。

イ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの。

##### (2) 取消し事由

法第29条第1項において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）が上記ア又はイに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならないと規定している。

## 2 事務処理要領

### (1) 意見聴取に関する規定

- ア 公益認定に係る意見聴取（法第8条第2号）
- イ 吸収合併による変更認定に係る意見聴取（法第11条第4項）
- ウ 新設合併による地位の承継の認可に係る意見聴取（法第25条第4項）
- エ 勧告及び命令に係る意見聴取（法第28条第5項第2号）
- オ 公益認定の取消しに係る意見聴取（法第29条第3項）

### (2) 担当窓口

都道府県知事の担当窓口は都道府県知事部局とし、警視総監又は警察本部長（以下「警察本部長等」という。）の担当窓口は都道府県知事部局を管轄する都道府県警察本部の暴力団対策主管課とする。

### (3) 警察本部長等に対する意見聴取

都道府県知事が、警察本部長等に対して意見を求める場合には、別紙1から2の記載例に準じた様式により作成した文書及び照会対象者の氏名、生年月日、性別等を記録した電磁的記録媒体により行うこととする。

### (4) 意見を求められた警察本部長等の措置

ア 警察本部長等は、都道府県知事から意見を求められた役員等（以下「求意見対象者」という。）について、警察庁情報管理システムにより、暴力団員等該当性を確認すること。

イ 求意見対象者が、暴力団員等として登録されている場合は、前記1(1)に掲げる欠格事由に該当するか否かについて、必要な調査を行うこと。

ウ 警察本部長等は、前記調査の結果を踏まえ、求意見対象者の欠格事由の有無について判断し、特段の事情がない限り意見を求められてから90日以内に、都道府県知事に対して意見を述べること。

この場合の意見陳述は、別紙3の記載例に準じた様式により行うこと。

### (5) 警察本部長等による意見陳述

法第31条の規定により、警察本部長等は、公益法人について欠格事由に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該公益法人に対して適切な措置をとることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

この場合の意見陳述は、別紙5の記載例に準じた様式により行うこと。

### (6) 協力依頼に対する対応

法第56条の規定に基づく協力依頼として、都道府県知事から、公益法人の役員等の変更について、別紙4の記載例に準じた様式により情報の提供を受けた場合は、前記(5)に準じた手続きにより対応すること。

## 3 運用上の留意事項

- (1) 各都道府県警察にあつては、事件検挙等各種警察活動を通じ、欠格事由に該当すると疑うに足りる相当な理由があると認める公益法人を把握した場合には、積極的な意

見陳述を行い、公益法人からの暴力団排除の推進に努めること。

- (2) 各都道府県警察において、当該都道府県警察の管轄区域外の公益法人に関し、意見陳述を行う必要があると認める情報を入手した場合には、当該公益法人の所在地を管轄する都道府県警察に当該情報を提供することとし、これを受けた都道府県警察は、必要な補充調査を行うなどその内容を十分に検討した上で、必要に応じ、当該都道府県知事に対して意見陳述を行うこと。

なお、内閣総理大臣の認定に係る公益法人についての意見聴取及び意見陳述は、全て当課が窓口となり、内閣府との間で行うことから、欠格事由に該当する役員等を把握した場合には、速やかに当課まで報告すること。

**【継続措置状況】**

初回発出日：平成26年5月30日

(有効期間：平成32年3月31日)

別紙については省略

別添

確 認 書

警察庁丁暴発第167号  
府 益 準 第 15 号  
平成20年11月18日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長  
貴 志 浩 平

内閣府大臣官房新公益法人行政準備室参事官  
佐 伯 修 司

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「法」という。）第6条第1号ニ及び第6号に規定する暴力団排除に関する規定（以下「暴力団排除条項」という。）の運用に関し、下記のとおり確認する。

記

- 1 法第8条第2号（法第11条第4項、法第25条第4項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第104条において準用する場合を含む。）及び法第28条第5項第2号（法第29条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣総理大臣又は都道府県知事（以下「行政庁」という。）の警察庁長官、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察庁長官等」という。）に対する意見聴取の手続きは、行政庁担当課から警察庁長官等担当課を窓口として行うこととし、警察庁長官等担当課は、行政庁担当課を窓口としてその回答を行うこととする。
- 2 前記1の行政庁担当課から警察庁長官等担当課への意見聴取及びこれに対する警察庁長官等担当課から行政庁担当課への回答は、いずれも、行政庁及び警察庁長官等の間で別途定める様式の書面又は電磁的記録によって行うこととする。
- 3 意見聴取対象者に疑義が生じた場合の本籍地情報に関する取扱いは、時宜を失しないよう簡便な方法によることもある。
- 4 行政庁担当課は、公益法人の役員等（理事、監事及び評議員）の変更の届出を受け付けた場合には、法第56条の規定に基づく協力依頼として、警察庁長官等担当課を窓口として、同課に対し、その情報（電磁的記録によるものを含む。）を提供し、警察

庁長官等が法第 3 1 条の規定に基づき行政庁に意見を述べるかどうかについて検討を依頼することその他の適宜の協力を求め、又は必要な照会を行うこととする。

- 5 法第 3 1 条の規定に基づく警察庁長官等の行政庁に対する意見陳述は、警察庁長官等担当課から行政庁担当課を窓口として、書面によって行うこととする。
- 6 行政庁担当課は、暴力団排除条項の運用に関し、警察庁長官等担当課から提供を受けた情報について、法に定める目的以外に利用しないこととし、漏えいの防止その他情報の安全管理に努めることとする。